

# 掛川市立中央小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

## 第1章. いじめ問題の基本認識

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

### 2. いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが例としてあげられる。

（掛川市いじめ防止基本方針参照）

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 体当たりをされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (6) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあるため、周りの状況等をしっかりと確認することが大切である。

### 3. いじめの理解

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童でも起こり得る」という認識を持ち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために全職員で共有する。

- (1) 「暴力を伴ういじめ」だけでなく「暴力を伴わないいじめ」もある。
- (2) 解決後に再び行われたり、いじめる側、いじめられる側が入れ替わったりすることもある。
- (3) いじめは、いじめを受ける児童、いじめている児童の二つの立場の関係だけで捉えることはできず、所属する集団との関わりが大きい。（「いじめの四層構造」）従って、人権意識が高く、自浄力のある集団に育てる必要がある。

### 4. いじめの根絶

いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けた対応が求められる。いじめの根絶のために、以下の点について全職員で共通認識を持つ。

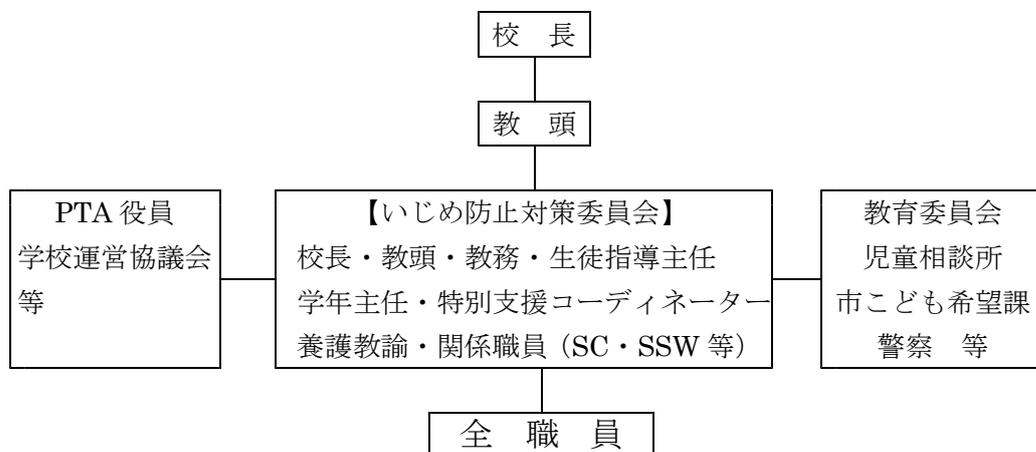
- (1) 児童の自尊感情、規範意識、人権感覚を育て「いじめを絶対に許さない」学校を作る。
- (2) いじめの早期発見・早期対応のためにあらゆる手を尽くす。
- (3) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守る強い意志を持つ。また、いじめる児童に対して、毅然とした対応で粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

## 第2章 学校におけるいじめ防止のための対策

### 1. いじめ防止のための組織の設置

#### (1) いじめ防止対策委員会

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取り組みについて、計画的、組織的に対応できるようにする。



#### (2) 学年主任者会

週に一度「学年主任者会」を開き、各学年・学級・職員の情報交換及びいじめ防止に関する共通理解を図る時間として設定する。

### 2. いじめ未然防止のための取り組み

#### (1) 学級経営の充実

- ・学級担任は個々の児童の学校生活の様子や人間関係などの実態を常に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・「いじめ3ナイ運動（いじめはしない・させない・許さない）」を推進する。
- ・年間4回以上のハートチェック（いじめアンケート）、ふりかえりアンケートを実施し、個々の児童の成長や悩み、学級内の人間関係等の実態把握に努め、よりよい学級経営につなげる。
- ・授業中の生徒指導の充実を図る。「わかる授業、充実した楽しい授業」を通して、児童生徒の学びを保障し、「自己肯定感、共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

#### (2) 掛西学園一貫教育研究会

- ・「掛西学園繋がる宣言」「親子ふれあいデー」等の取り組みを実践することで、子どもの思いやりの心を育てる。

#### (3) 代表委員会

- ・運営委員会を中心に各委員会が「あったかアクション」推進に取り組むことで、いじめを生まない明るい学校風土づくりにつなげていく。

#### (4) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を要とした全ての教育活動において道徳教育を実践し、規範意識や人権尊重の精神、思いやりの心を育てる。
- ・掛川市で推進している「かけがわ道徳」に取り組み、「報徳の教え」に基づいて、人のために感謝の気持ちを持って行動することの大切さを知る。

#### (5) 相談体制の充実

- ・中央小ポータルサイトの「相談連絡フォーム」より保護者からの相談を受け入れる体制を整える。
- ・児童や保護者にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を呼びかけ、相談体制の充実を図る。
- ・児童相談所や市子ども希望課にも相談できるよう、常に連携を密にしておく。

#### (6) 保護者への啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに公開し、保護者に対して積極的な協力を求める。

#### (7) 教職員の資質向上

- ・教職員に対し、いじめ防止等に関する研修会や事例研究などを計画的に行い、資質能力の向上を図る。

### 3. インターネット上のいじめへの対応について

- (1) 情報機器の進歩により、新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払っていく。
- (2) 児童が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように3・4・5・6年生対象に外部専門家によるインターネット教室を設定したり、道徳でネットモラルの学習を取り入れたりする。
- (3) インターネットに関するアンケートを実施するなどして児童の実態把握に努め、その結果を公開すると共に、インターネットの適切な使用についての啓発を行う。

### 4. いじめ発見の手立て

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生する場合が多い。そこで、学校・家庭・地域が連携を密にして全力で実態把握に努める。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。(普段の会話、ハートチェック、ふりかえりアンケート、教育相談、こころの相談ノート等)
- (2) 児童の行動に注視する。(表情や人間関係等)
- (3) 保護者との情報を共有する。(家庭訪問、電話連絡、学級懇談会 他)
- (4) 教職員同士の連携を密にし、日常的に児童についての情報交換を行う。  
(職員室での会話、掲示板、学年会、ケース会議、きらきら部会 他)
- (5) 地域と日常的に連携する。(民生委員と語る会、関係機関との情報交換 他)

### 5. いじめの対処

- (1) いじめの対処については、「掛川市いじめ防止基本方針」に従い、以下の流れを基本として行う。
  - ①いじめ情報のキャッチ
  - ②いじめ防止対策組織による協議
  - ③対策方針の決定と役割分担
  - ④事実の究明
  - ⑤ケース会議の実施

- ⑥被害者、加害者、周囲の者等への指導
- ⑦いじめを許さない学校づくり

(2) いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。そのために、以下のことに留意して対処を行う。

- ①いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの情報を得た場合はすぐに「いじめ防止対策委員会」等を開き、対応策等を話し合う。また、すぐに全職員に状況を伝え協力を求める。いじめの内容やその対応については正確な記録を残す。
- ③いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、学級担任だけで抱え込まないように学年・学校全体で組織的に対応する。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育活動を続けられるよう、保護者と連携を図りながら進めるとともに、必要であれば一定期間、別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会、児童相談所、市こども希望課、掛川警察署にも報告をし、連携して対応に当たる。

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 掛川市教育委員会    | 0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 5 6 |
| 西部児童相談所     | 0 5 3 8 - 3 7 - 2 8 5 4 |
| 掛川市役所こども希望課 | 0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 4 4 |
| 掛川警察署       | 0 5 3 7 - 2 2 - 0 1 1 0 |

### 第3章 重大事態への対処

#### 1. 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- (3) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申し立てがあった場合。

#### 2. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。